

資料提供（説明付き）令和 7 年 2 月 7 日（金）	
場所 津市政記者室	
事 務 担 当 課	
所 属	職・氏 名
【予算以外に関すること】 総務部 総務課 (電話 0 5 9 - 2 2 9 - 3 2 7 5)	総務課長 村田 雅章
【予算に関すること】 政策財務部 財政課 (電話 0 5 9 - 2 2 9 - 3 1 2 4)	財政課長 若林 麻衣子

令和 7 年第 1 回津市議会定例会提出予定議案について

別紙のとおり

令和7年第1回 津市議会定例会提出予定議案 《 議 案 一 覧 》

【承 認】

○承認第1号 専決処分の承認について

《政策財務部》

令和6年度津市一般会計補正予算（第9号）（令和6年12月27日専決処分）

- ・ 補 正 額 1, 1 6 4, 8 8 7 千円
- ・ 補正後の予算額 1 2 5, 2 7 5, 7 9 1 千円

【報 告】

○報告第1号 専決処分の報告について

《政策財務部》

- ・ 損害賠償の額の決定について（令和7年1月28日専決処分）

交通事故によるもの

損害賠償の額 8 0, 0 0 0 円

○報告第2号 専決処分の報告について

《商工観光部》

- ・ 損害賠償の額の決定について（令和7年1月28日専決処分）

交通事故によるもの

損害賠償の額 5 1 4, 9 5 0 円

○報告第3号 専決処分の報告について

《教育委員会》

- ・ 損害賠償の額の決定について（令和7年1月28日専決処分）

落枝に伴う事故によるもの

損害賠償の額 3 2 4, 0 0 0 円

○報告第4号 専決処分の報告について

《建設部》

- ・ 損害賠償の額の決定について（令和7年1月28日専決処分）

道路管理の瑕疵によるもの

損害賠償の額 23, 298円

○報告第5号 専決処分の報告について

《建設部》

- ・ 損害賠償の額の決定について（令和7年1月31日専決処分）

水路敷除草作業に伴う事故によるもの

損害賠償の額 195, 965円

○報告第6号 専決処分の報告について

《安濃総合支所》

- ・ 損害賠償の額の決定について（令和7年1月31日専決処分）

交通事故によるもの

損害賠償の額 51, 590円

○報告第7号 専決処分の報告について

《建設部》

- ・ 損害賠償の額の決定について（令和7年2月3日専決処分）

無人航空機の墜落に伴う事故によるもの

損害賠償の額 67, 100円

○報告第8号 専決処分の報告について

《教育委員会》

- ・ 工事請負契約の一部の変更について（令和6年12月24日専決処分）

令和5年度営教施補第21号 津市立明合小学校長寿命化改修工事

契約金額 変更前 141, 713, 000円

変更後 142, 981, 300円

○報告第9号 専決処分の報告について

《教育委員会》

- ・工事請負契約の一部の変更について（令和6年12月24日専決処分）

令和5年度営教施補第22号 津市立橋北中学校長寿命化改修工事

契約金額 変更前 143,836,000円

変更後 149,856,300円

【議 案】

○議案第1号 津市市税条例の一部の改正について

（令和7年3月24日から施行）《政策財務部》

道路交通法が改正され、特定免許情報の個人番号カードへの記録に関する規定が整備されたことから所要の改正を行う。

- ・身体障害者等に対する種別割の減免に係る規定の改正

○議案第2号 令和6年度津市一般会計補正予算（第10号）

《政策財務部》

・補 正 額 352,098千円

・補正後の予算額 125,627,889千円

○議案第3号 津市市税条例及び津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部の改正について

（令和7年4月1日から施行）《政策財務部》

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正されたことから、両条例において同法の引用条文の整理を行う。

○議案第4号 津市職員の給与に関する条例等の一部の改正について

(令和7年4月1日から施行) 《総務部》

従来から人事院勧告の趣旨を尊重し給与改定を行ってきたことから、令和6年人事院勧告に伴い、職員の給与について所要の改正を行う。

・津市職員の給与に関する条例の一部改正

・給料表の改定

行政職給料表 各級の号給構成及び給料月額を改める。

教育職給料表（一） 各級の号給構成及び給料月額を改める。

教育職給料表（二） 各級の号給構成及び給料月額を改める。

・扶養手当の改正（令和7年度から2年間かけて段階的に実施）

扶養親族		現 行	改正後	
			令和7年度	令和8年度
配偶者	行政職7級以下職員等	6,500円	3,000円	廃止
	行政職8級職員等	3,500円	廃止	
子（1人当たり）		10,000円	11,500円	13,000円

・地域手当の改正

地域手当に係る級地区分及び支給割合の改正

現 行		改正後	
級地区分	支給割合	級地区分	支給割合
1級地	100分の20	1級地	100分の20 (改定なし)
2級地	100分の16	2級地	100分の16 (改定なし)
3級地	100分の15	3級地	100分の12
4級地	100分の12	4級地	100分の8
5級地	100分の10	5級地 (津市)	100分の4
6級地 (津市)	100分の6	廃止	
7級地	100分の3	廃止	

※ 経過措置として、令和7年度における津市の地域手当の支給割合は100分の5とする予定。

- ・異動保障の期間の延長

地域手当について、異動保障の期間を3年間に延長し、3年目の支給割合を異動前の支給割合に100分の60を乗じて得た割合とする。

- ・通勤手当、単身赴任手当及び管理職員特別勤務手当の改正

- ・管理職手当の支給率の上限の改定

- ・定年再任用短時間勤務職員に係る適用除外の改正

- ・その他所要の改正

- ・津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

- ・特定任期付職員に係る適用除外の改正

特定任期付職員について、適用除外としていた勤勉手当を支給する。

- ・特定任期付職員に係る令和7年度以降に支給する期末手当の支給率の改定

区 分	現 行	改正後
6月に支給する場合	100分の175	100分の 95
12月に支給する場合	100分の175	100分の 95
計	100分の350	100分の190

- ・特定任期付職員に係る令和7年度以降に支給する勤勉手当の支給率の設定

区 分	現 行	改正後
6月に支給する場合	—	100分の 87.5
12月に支給する場合	—	100分の 87.5
計	—	100分の175
期末手当及び勤勉手当の合計	100分の350	100分の365

- ・特定任期付職員業績手当の廃止

- ・津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正

- ・令和7年度以降に支給する期末手当の支給率の改定

区 分	現 行	改正後
6月に支給する場合	100分の 68.75	100分の 70
12月に支給する場合	100分の 68.75	100分の 70
計	100分の137.5	100分の140

- ・令和7年度以降に支給する勤勉手当の支給率の改定

区 分	現 行	改正後
6月に支給する場合	100分の 48.75	100分の 50
12月に支給する場合	100分の 48.75	100分の 50
計	100分の 97.5	100分の100
期末手当及び勤勉手当 の合計	100分の235	100分の240

○議案第5号 津市職員等の旅費に関する条例等の一部の改正について

(令和7年4月1日から施行) 《総務部》

国家公務員等の旅費に関する法律が改正され、旅費の計算等に係る規定が改正されたことなどから、国家公務員の取扱いに準じ、関係条例において職員等の旅費の種類を改めるなど所要の改正を行う。

- ・津市職員等の旅費に関する条例の一部改正

- ・出張の定義及び旅費の種類の変更
- ・鉄道賃の変更

特別急行列車の急行料金の支給について、距離制限を廃止する。

- ・車賃の廃止及びその他の交通費の新設

車賃を廃止する。また、その他の交通費を新設し、その額を鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用として、実費額により支給する。

- ・宿泊料の変更

宿泊料を宿泊費に改め、旅行中の宿泊に要する費用として、定額による支給から実費額による支給に改め、その上限額を定める。

- ・包括宿泊費の新設

包括宿泊費を新設し、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用として支給する。

- ・日当の廃止及び宿泊手当の新設

日当を廃止する。また、宿泊手当を新設し、その額を宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用として、旅行における宿泊した夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。

- ・その他所要の改正

- ・ 関係条例における職員等の旅費の改正に連動した改正
 - ・ 津市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正
 - ・ 津市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部改正
- ・ 関係条例における条文の整理
 - ・ 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正
 - ・ 津市証人等に対する実費弁償に関する条例の一部改正

○議案第 6 号 津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部の改正について（令和 7 年 4 月 1 日から施行）《総務部》

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律が改正され、国家公務員において育児を行う職員の時間外勤務の制限の対象が拡大されることなどから、本市においても同様の取扱いとするため所要の改正を行う。

- ・ 育児を行う職員の時間外勤務の制限の対象拡大
- ・ 配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等の規定の追加
- ・ 施行日前における請求に係る経過措置を規定（公布の日から施行）
- ・ その他所要の改正

○議案第 7 号 津市職員の育児休業等に関する条例の一部の改正について（令和 7 年 4 月 1 日から施行）《総務部》

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律が改正されたことから、同法の引用条文の整理を行う。

○議案第 8 号 津市モーターボート競走事業施設整備基金条例の廃止について（令和 7 年 4 月 1 日から施行）《ボートレース事業部》

モーターボート競走事業に係る施設整備に必要な財源を確保するため設置した津市モーターボート競走事業施設整備基金については、当該事業に公営企業会計を適用した平成 29 年度以降、当該基金と同様の目的である建設改良積立金に役割を移行させており、令和 6 年度をもって施設整備への充当を完遂し、その役割を終えることから、令和 7 年 3 月 31 日をもって同基金を廃止するため条例を廃止する。

○議案第 9 号 津市手数料徴収条例の一部の改正について

(令和 7 年 4 月 1 日から施行) 《都市計画部》

建築基準法が改正され、建築確認の手續等が見直されること、また、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律が改正され、原則全ての新築等の建築物に省エネ基準への適合が義務付けられることなどから所要の改正を行う。

- ・ 建築基準法に基づく事務に係る手数料の改正
- ・ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく事務に係る手数料の改正
- ・ その他所要の改正

○議案第 10 号 津市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例及び津市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部の改正について

(令和 7 年 4 月 1 日から施行) 《健康福祉部》

栄養士法の改正に伴い、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める厚生労働省令が改正されたことから所要の改正を行う。

- ・ 津市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正
従業者の員数に係る規定の改正
- ・ 津市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正
食事の提供に関わる資格者の規定の改正

○議案第 11 号 津市漁港管理条例等の一部の改正について

(公布の日から施行) 《農林水産部》

漁港漁場整備法が改正され、法律の題名が漁港及び漁場の整備等に関する法律に改められたことから、関係条例において条文の整理を行う。

- ・ 関係条例における引用する法律の題名の改正
 - ・ 津市漁港管理条例の一部改正
 - ・ 津市漁港整備事業分担金徴収条例の一部改正
 - ・ 津市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部改正

○議案第 12 号 津市都市公園条例の一部の改正について

(令和 7 年 4 月 1 日から施行) 《建設部》

市有財産の有効活用による自主財源の確保を目的に、都市公園に本市の許可を得て設置する公園施設の使用料について、競争入札による落札金額とするため所要の改正を行う。

- ・競争入札による公園施設の設置又は管理の許可に係る規定の追加
- ・公園施設の設置に係る使用料の規定の改正
- ・その他所要の改正

○議案第 13 号 津都市計画事業津駅前北部土地区画整理事業施行条例の一部の改正について (令和 7 年 4 月 1 日から施行) 《都市計画部》

津駅前北部地区に係る土地区画整理事業の換地処分が完了したことから、津駅前北部土地区画整理事務所を令和 7 年 3 月 31 日をもって廃止する。

○議案第 14 号 津市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部の改正について (令和 7 年 4 月 1 日から施行) 《建設部》

配偶者からの暴力を受けた者の居住の安定及び自立の支援を目的に、市営住宅の入居者の選考における優先入居者の範囲を拡大するため所要の改正を行う。

○議案第 15 号 津市水道事業に係る布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部の改正について (令和 7 年 4 月 1 日から施行) 《上下水道管理局》

水道法施行令及び水道法施行規則が改正され、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件が見直されたことから所要の改正を行う。

- ・布設工事監督者の資格に係る改正
- ・水道技術管理者の資格に係る改正

○議案第 16 号 津市公共下水道条例の一部の改正について

《上下水道事業局》

下水道法施行令が改正され、特定事業場から公共下水道等に排除される下水に含まれる六価クロム化合物に係る基準が強化されたこと及び公共下水道等からの放流水の水質に関する項目が見直されたことから所要の改正を行う。

- ・除害施設の設置等に係る基準の改正 (公布の日から施行)
- ・放流水の水質に関する項目 (大腸菌群数) の改正 (令和 7 年 4 月 1 日から施行)

○議案第 17 号 工事請負契約について

《消防本部》

- ・ 令和 6 年度営消総継第 36 号 津市中消防署西分署建築工事

契約の相手方 株式会社宇戸平工務店

契 約 金 額 301,587,000 円

(うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 27,417,000 円)

契 約 方 法 条件付一般競争入札

工 事 概 要 津市中消防署西分署(鉄骨造 2 階建て、延床面積 938 m²)の
新築工事及び外構工事

○議案第 18 号 市道路線の認定について

《建設部》

- ・ 高茶屋第 14 号線ほか 7 路線

開発行為による帰属路線等

○議案第 19 号 令和 6 年度津市一般会計補正予算(第 11 号)

《政策財務部》

- ・ 補 正 額 △1,326,158 千円
- ・ 補正後の予算額 124,301,731 千円

○議案第 20 号 令和 6 年度津市国民健康保険事業特別会計補正予算(第 4 号) 《健康福祉部》

(事業勘定)

- ・ 補 正 額 △789,005 千円
- ・ 補正後の予算額 25,729,314 千円

(直営診療施設勘定)

- ・ 補 正 額 △3,677 千円
- ・ 補正後の予算額 56,437 千円

○議案第 21 号 令和 6 年度津市介護保険事業特別会計補正予算(第 4 号)

《健康福祉部》

- ・ 補 正 額 545,216 千円
- ・ 補正後の予算額 31,514,638 千円

○議案第 2 2 号 令和 6 年度津市後期高齢者医療事業特別会計補正予算
(第 3 号) 《健康福祉部》

・補正額	9 1, 1 0 5 千円
・補正後の予算額	8, 3 4 0, 1 2 0 千円

○議案第 2 3 号 令和 6 年度津市土地区画整理事業特別会計補正予算 (第 2 号) 《都市計画部》

・補正額	△ 2 3, 3 0 9 千円
・補正後の予算額	2 5 8, 7 8 0 千円

○議案第 2 4 号 令和 6 年度津市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算 (第 2 号) 《建設部》

・補正額	2, 3 8 5 千円
・補正後の予算額	3 2, 8 4 9 千円

○議案第 2 5 号 令和 6 年度津市水道事業会計補正予算 (第 3 号)
《上下水道管理局》

・収益的収入及び支出

収 入

補正額	△ 2 5 6, 3 2 0 千円
補正後の予算額	8, 8 1 8, 2 1 7 千円

支 出

補正額	△ 3 5 9, 6 9 3 千円
補正後の予算額	8, 1 4 0, 8 5 1 千円

・資本的収入及び支出

収 入

補正額	△ 3 8 4, 1 0 4 千円
補正後の予算額	1, 7 5 5, 5 8 7 千円

支 出

補正額	△ 6 9 1, 6 5 6 千円
補正後の予算額	4, 2 9 9, 6 8 7 千円

○議案第 26 号 令和 6 年度津市下水道事業会計補正予算（第 3 号）

《上下水道管理局》

・収益的収入及び支出

収 入

補 正 額 △ 80, 085 千円

補正後の予算額 12, 915, 676 千円

支 出

補 正 額 △ 45, 301 千円

補正後の予算額 11, 690, 317 千円

・資本的収入及び支出

収 入

補 正 額 △ 797, 084 千円

補正後の予算額 6, 455, 619 千円

支 出

補 正 額 △ 799, 153 千円

補正後の予算額 9, 910, 877 千円

○議案第 27 号 令和 6 年度津市駐車場事業会計補正予算（第 1 号）

《商工観光部》

・収益的収入及び支出

支 出

補 正 額 266 千円

補正後の予算額 207, 101 千円

・資本的収入及び支出

支 出

補 正 額 2, 250 千円

補正後の予算額 46, 328 千円

○議案第28号 令和6年度津市モーターボート競走事業会計補正予算

(第3号) 《ボートレース事業部》

・収益的収入及び支出

支 出

補 正 額 △32,981千円

補正後の予算額 69,647,201千円

・資本的収入及び支出

収 入

補 正 額 43千円

補正後の予算額 43千円

支 出

補 正 額 △20,796千円

補正後の予算額 4,250,636千円

○議案第29号 令和7年度津市一般会計予算

《政策財務部》

・ 予 算 額 131,693,000千円

○議案第30号 令和7年度津市国民健康保険事業特別会計予算

《健康福祉部》

・ 予 算 額 (事業勘定) 26,064,166千円

・ 予 算 額 (直営診療施設勘定) 59,694千円

○議案第31号 令和7年度津市介護保険事業特別会計予算

《健康福祉部》

・ 予 算 額 31,269,971千円

○議案第32号 令和7年度津市後期高齢者医療事業特別会計予算

《健康福祉部》

・ 予 算 額 8,404,307千円

○議案第 3 3 号 令和 7 年度津市土地区画整理事業特別会計予算

《都市計画部》

・ 予 算 額 1 2 4, 4 5 4 千円

○議案第 3 4 号 令和 7 年度津市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

《建設部》

・ 予 算 額 1 5, 2 7 0 千円

○議案第 3 5 号 令和 7 年度津市棕本財産区特別会計予算

《政策財務部》

・ 予 算 額 5 1 2 千円

○議案第 3 6 号 令和 7 年度津市水道事業会計予算

《上下水道管理局》

・ 収益の収入及び支出

収 入 8, 7 8 9, 6 7 1 千円

支 出 8, 2 8 5, 1 5 7 千円

・ 資本の収入及び支出

収 入 1, 6 7 1, 5 1 4 千円

支 出 3, 7 3 9, 1 3 6 千円

○議案第 3 7 号 令和 7 年度津市工業用水道事業会計予算

《上下水道管理局》

・ 収益の収入及び支出

収 入 2 4, 0 5 4 千円

支 出 2 0, 3 6 5 千円

○議案第 38 号 令和 7 年度津市下水道事業会計予算

《上下水道管理局》

・収益的収入及び支出

収 入 13,388,060 千円

支 出 11,879,036 千円

・資本的収入及び支出

収 入 8,665,198 千円

支 出 12,303,734 千円

○議案第 39 号 令和 7 年度津市駐車場事業会計予算

《商工観光部》

・収益的収入及び支出

収 入 203,366 千円

支 出 196,116 千円

・資本的収入及び支出

収 入 88,438 千円

支 出 193,028 千円

○議案第 40 号 令和 7 年度津市モーターボート競走事業会計予算

《ボートレース事業部》

・収益的収入及び支出

収 入 62,095,188 千円

支 出 62,076,001 千円

・資本的収入及び支出

支 出 3,421,431 千円

○議案第 41 号 津市監査委員の選任につき同意を得るについて

《監査事務局》

監査委員 1 名の辞職に伴うもの

○議案第 4 2 号 津市国民健康保険条例の一部の改正について

(令和 7 年 4 月 1 日から施行) 《健康福祉部》

国民健康保険法施行令が改正され、同令に規定する市町村の保険料の賦課に関する基準において、基礎賦課限度額及び後期高齢者支援金等賦課限度額が引き上げられたことから所要の改正を行う。

・ 保険料の賦課限度額の改定

基礎賦課限度額	6 5 万円	→	6 6 万円
---------	--------	---	--------

後期高齢者支援金等賦課限度額	2 4 万円	→	2 6 万円
----------------	--------	---	--------

※令和 7 年度当初予算の概要は、別添資料のとおり